

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む販売農業者の皆様の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入(予約)した肥料(令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料※)が対象です。

※支援の対象となる肥料は「肥料の品質の確保等に関する法律」に定められたもののみです。
生産業者保証票、販売業者保証票などにより、同法で定める肥料であることが確認できること。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を国が、**1～3割**を県が支援金として交付します。県の支援割合は**化学肥料の削減割合**に応じて変わります。

支援金 = $\left(\begin{array}{l} \text{化学肥料2割削減に取り組む農業者} \\ \text{信州の環境にやさしい農産物認証認定農業者} \\ \text{有機農業実践者(有機JAS認証又は環境直払)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{合計8割支援} \\ \text{合計9割支援} \\ \text{合計10割支援} \end{array} \right)$

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{1.4} \times 0.9 \right) \right) \times \left(\begin{array}{l} 0.8 \\ \text{or} \\ 0.9 \\ \text{or} \\ 1.0 \end{array} \right)$$

※対象期間中「国や地方公共団体からの肥料費に対する補助金」を交付されている場合等には、交付額が調整される場合があります。支援金交付の申請額が予算額を上回った等の場合、支援金は予算の範囲内での支払いとなります。

申請に必要なもの

次の4つが必要です。

- ① チェックリスト
- ② 対象期間(令和4年6月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
(注文票が無い場合には領収書または請求書での代用も可能です。)
- ③ 領収書または請求書
- ④ 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページの化学肥料低減計画書で申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



(業務方法書 様式第1-3号)

作付概要

作物名	作付面積(a)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。(夕とチは1つでもOKです。)
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。夕とチは不要。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上(夕またはチを選択する場合、1つ以上)が必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。(夕またはチを選択する場合は不要)

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
タ 信州の環境にやさしい農産物認証		
チ 有機農業(有機JAS認証または、環境保全型農業直接支払交付金の内有機農業に限る)		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

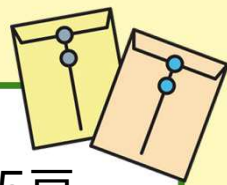
氏名(自署)

• チェックと署名を忘れずに。

(注) 当年の肥料費は、令和4年6月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。



申請方法



販売農業者の皆様は農協または、肥料販売店等(取組実施者。5戸以上の農業者グループ)を通じて申請していただきます。

まずは、肥料を購入(予約)した農協または、肥料販売店等にご相談ください。

スケジュール

今後のスケジュールの目安は以下のとおりです。(令和5年3月上旬現在)
このスケジュールは今後の情勢により変更となる可能性があります。

令和5年3月～

取りまとめ事業者・参加農業者向け
事業説明会の開催

令和5年4月

農業者グループからの県協議会への申請受付
開始

令和5年5月頃～
(予定)

農業者グループへの支援金の交付開始

令和5年12月以降

農業者から農業者グループへの実績等報告
(令和5年12月、令和6年3月、12月頃)

Q&A

問

答

①

化学肥料の使用量を
実際に2割減らす
ことが支援の要件
ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

②

市町村から補助金を
もらっている場合
にはどうすればよい
ですか。

- ・ 市町村からすでに肥料の価格高騰に関する補助金をもらっている場合は、その分を差し引いて支援金を計算しなければならない場合があります。
- ・ 状況により異なりますので、詳しくは次ページのお問い合わせ先にご確認ください。

問 い



答 え



③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取組みを1つ以上行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 令和5年度中に取り組んでいただく必要があります。
- ・ 取組メニューの中から取組みやすいものを2つ選択してください。

なお、期間内に取組が行われなかった場合、支援金を返還していただきます。

⑤

申請書の提出時期と支援金の交付時期を教えてください。

- ・ 農業者グループからの申請は令和5年4月3日(月)から7月31日(月)まで受け付けます。農業者の皆様は5月末までに取組実施者へご相談ください。
- ・ 交付時期は、申請受付月の翌月末となる見込みです。

⑥

領収書が申請に間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

⑦

支援を受けた後に義務はあるのですか。

- ・ 支援金を受けた後も減化学肥料栽培に取り組んでいただくことが条件です。
- ・ 令和5年12月、令和6年3月、12月の3回、実績報告書を提出していただきます。また、必要に応じて現地確認に応じていただきます。

お問い合わせ先

申請先は長野県肥料高騰対策事業協議会となります。

お住まいの地域の農業農村支援センターまたは県庁農業技術課までお問い合わせください。

- ・ 佐久農業農村支援センター
0267-63-3147
- ・ 諏訪農業農村支援センター
0266-57-2912
- ・ 南信州農業農村支援センター
0265-53-0413
- ・ 松本農業農村支援センター
0263-40-1916
- ・ 長野農業農村支援センター
026-234-9592
- ・ 長野県農政部農業技術課
026-235-7222
- ・ 上田農業農村支援センター
0268-25-7126
- ・ 上伊那農業農村支援センター
0265-76-6813
- ・ 木曾農業農村支援センター
0264-25-2220
- ・ 北アルプス農業農村支援センター
0261-23-6511
- ・ 北信農業農村支援センター
0269-23-0209